

国立大学法人奈良教育大学安全衛生委員会安全専門部会規則

平成16年4月1日

制 定

改正 平成23年3月24日規則第22号

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学安全衛生委員会規則(平成16年奈良教育大学規則18号)第8条第2項に基づき、国立大学法人奈良教育大学安全衛生委員会安全専門部会(以下「安全専門部会」という。)について定める。

(審議事項)

第2条 安全専門部会は、安全管理に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 教職員・学生等の安全教育の実施計画の作成に関する事。
- 二 新規に採用する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険の防止に関する事。
- 三 労働基準監督官から文書により、命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、教職員・学生等の危険の防止に関する事。
- 四 その他安全管理に関する事。

(組織)

第3条 安全専門部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 一 産業医
- 二 保健センター長
- 三 安全管理責任者
- 四 安全衛生推進者

(部会長)

第4条 安全専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選により選出する。

(安全専門部会)

第5条 安全専門部会は、部会長が招集し、その議長となる。

2 安全専門部会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 安全専門部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 安全専門部会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(安全衛生委員会への報告)

第7条 専門部会で決定した重要な事項は、安全衛生委員会に報告する。

(事務)

第8条 安全専門部会の事務は、各課等の協力を得て施設課が処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、安全専門部会の運営に関し必要な事項は、安全専門部会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第22号)

この規則は、平成23年3月24日から施行する。